

非上場企業へのストック・オプションの発行方法の検討

税理士法人AKJパートナーズ
公認会計士

櫻井 秀憲



QUESTION

ストック・オプションおよび 新株予約権の税務処理

当社は現在非上場の会社ですが、将来は上場することを目指しています。創業者である社長および創業から会社の発展に尽力してくれた従業員の労に報い、かつ今後のインセンティブ向上のためにも、ストック・オプションの発行を検討しております。

ストック・オプションは、会社による新株予約権の発行の一形態であるとのことですが、新株予約権とストック・オプションの違いおよび発行に際して税務上留意すべきことはありますか。



1 スtock・オプションとは

ストック・オプションとは、「企業会計基準第8号 スtock・オプション等に関する会計基準」に、「自社株式オプションのうち、特に企業がその従業員等に、報酬として付与するものをいう」と定められています（同基準2(2)）。「自社株式オプション」とは、自社の株式を購入する権利をいい、わが国の会社法上は新株予約権が用いられています（同2(1)）。また、「従業員等」とは、企業と雇用関係にある使用人のほか、企業の取締役、会計参与、監査役および執行役並びにこれに準ずる者を指し、「報酬」とは、企業が従業員等から受けた労働や業務執行等のサービスの対価として、従業員等に給付されるものをいう、とされています（同2(3)(4)）。つまりストック・オプションとは、会社が発行する新株予約権のうち、その付与対象者が「従業員等」であり、かつ「同従業員等の報酬」として発行される狭い概念のものを指すといえます。

また、ストック・オプションを含む新株予約権は、当該権利が付与される時点において権利行使価格が予め決められているため、当該権利行使価格よりも将来の株価が上昇した場合には、利益を獲得することができます。

一方、将来の株価が下落した場合には、当該権利を放棄しさえすれば、追加の損失が生じないこととなります。よって、新株予約権は当該権利が付与される時点では、将来における利益獲得期待に基づく価値を持っていることとなります。

そのような性格を包含していることから、ストック・オプションは、報酬として付与するものであるため、通常無償で発行されます。一方、ストック・オプションとして発行する場合以外の新株予約権の発行は、報酬として付与するものではないため、発行会社が新株予約権の価値相当額の払込みを受けてから発行（有償発行）することとなります。ただし、会社法238条3項に定める有利発行とする場合は払込みがなされない発行もあり得ることとなります。

2 スtock・オプション発行の会計税務処理 (1) スtock・オプションの発行会社の会計処理

ストック・オプションは、従業員等に対して報酬として付与されるものであるため、会計上費用処理すべきであることが定められています（同基準4）。その費用処理すべき額は、付与時点における当該新株予約権の価値相当額を、ブラックショールズモデルや二項

参 考

企業会計基準第8号
「ストック・オプション等に関する会計基準」2(1)～(4)、4、13
(企業会計基準委員会)
会社法238③
所法36②
所令84
法法34、54
法令111の2
措法29、29の2
評基通1932

モデル等のオプション評価理論にて算定することとされています。

(2) スtock・オプションの受け手の税務処理

ストック・オプションの受け手は、「報酬」として、「将来における利益獲得期待に基づく価値のあるもの」を会社から得ているため、所得が発生していると考えられます。その所得の発生時期は、当該ストック・オプションを会社から付与された時点であり、原則的にはその時点において所得税が生じることとなります。

しかし、取得者が実際にストック・オプションによる果実を得るのは、その権利を行使した段階であって、未だ権利行使されず株式化されていない段階で所得税が課されるのは、やや過酷とも思えます。

また、多くのストック・オプションには、「当該権利を他へ譲渡するには取締役等の承認が必要」「一定期間以上の勤務が必要」である等の、条件が付いていることが一般的です。これは、ストック・オプションは従業員等の意欲向上として付与される性格を併せ持つことに起因すると思われますが、以上の諸点から鑑みて、“数々の制限がある”“権利”という無形の利得であるストック・オプションを、通常金銭による報酬と同等に扱うには無理があります。そのため、所得税法施行令84条では、権利の譲渡についての制限その他特別の条件が付された新株予約権を与えられた場合、その所得税課税の時期を新株予約権が権利行使される時まで繰り延べることとされています（いわゆる税制非適格ストック・オプション）。

ただし、同施行令84条は上記のような趣旨から設けられたものですから、その適用があるのは、「当該権利の譲渡についての制限

その他特別の条件が付されているもの」に限定されます。そのため、当該権利の内容として譲渡制限が付いていないような場合には、課税の繰延べの恩恵が受けられず、原則通り付与時における課税となります。

さらに、租税特別措置法29条は、所得税法施行令84条の条件を満たし、これに加え一定の要件を充足するストック・オプションについては、その所得税課税の時期を権利行使によって取得した株式自体を売却する時まで繰り延べ、かつ、譲渡所得税課税（上場会社の場合現在10%）として取り扱われることとなると規定されています（税制適格ストック・オプションおよび一定の要件等については、前月号CASE 4（72頁）もご参照ください）。

(3) スtock・オプションの発行会社の税務処理

ストック・オプションの発行会社の税務処理は、会社がストック・オプション会計基準に基づいて費用処理した額を、税務上損金算入できるか否かが問題となります。

国内法人が、個人から役務の提供を受ける場合において、当該役務の提供に係る費用の額につきその対価として新株予約権を発行したときは、当該個人において当該役務の提供につき給与所得等として課税されたときは損金算入できるとされています（法54）。したがって、個人に給与所得等が課税されない税制非適格ストック・オプションの場合（法54②）や所得税法施行令84条に規定する、権利の譲渡についての制限その他特別の条件が付されている権利に該当しない場合（法令111の2）には、損金算入することができないこととなります。

よって、上記(2)の受け手の税務処理のうち、いわゆる税制非適格ストック・オプション

櫻井 秀憲

SAKURAI hidenori

公認会計士。
税理士法人AKJパートナーズ シニアマネージャー、公認会計士AKJパートナーズ共同事務所 構成員。
新日本監査法人退所後、現職。現在、M&Aや財務デューデリジェンス等の各種トランザクションサービスを中心に、バリュエーション業務、事業再生支援等に従事。主な著書に『（立場別・ステージ別）ストック・オプションの活用と実務』（共著、中央経済社）がある。

CASE 5 非上場企業へのストック・オプションの発行方法の検討

ンについては、給与等課税事由が生じることとなるため、当該事由が生じた日においてストック・オプションに係る費用計上額を損金算入することができることになります。なお、役員への税制非適格ストック・オプションの発行についても、損金不算入とはならないこととなると考えられます（法法34）。

3 新株予約権（ストック・オプション以外）発行の会計税務処理

（1）新株予約権の取得者の税務

ストック・オプション以外の新株予約権を付与時の時価により有償で取得した場合には、権利行使がなされたとしても有価証券の中での振替として処理し、株式の売却時に譲渡所得税が課されることとなります。これは、当該新株予約権を有価証券として取得している、と税務上認識されるからです。

また、新株予約権を付与時の時価より有利な価額（無償も含む）にて取得した場合には、当該時価との差額が経済的利益として課税される（所法36②）と考えられます。

（2）新株予約権の発行会社の会計・税務

ストック・オプション以外の新株予約権の発行会社は、有償で発行した場合には当該新株予約権の発行価額を純資産の部の「新株予

約権」として計上し、実際権利行使がなされた場合には、資本金等へ振り替えることとなります。

4 発行会社および付与対象者の税務処理のまとめ

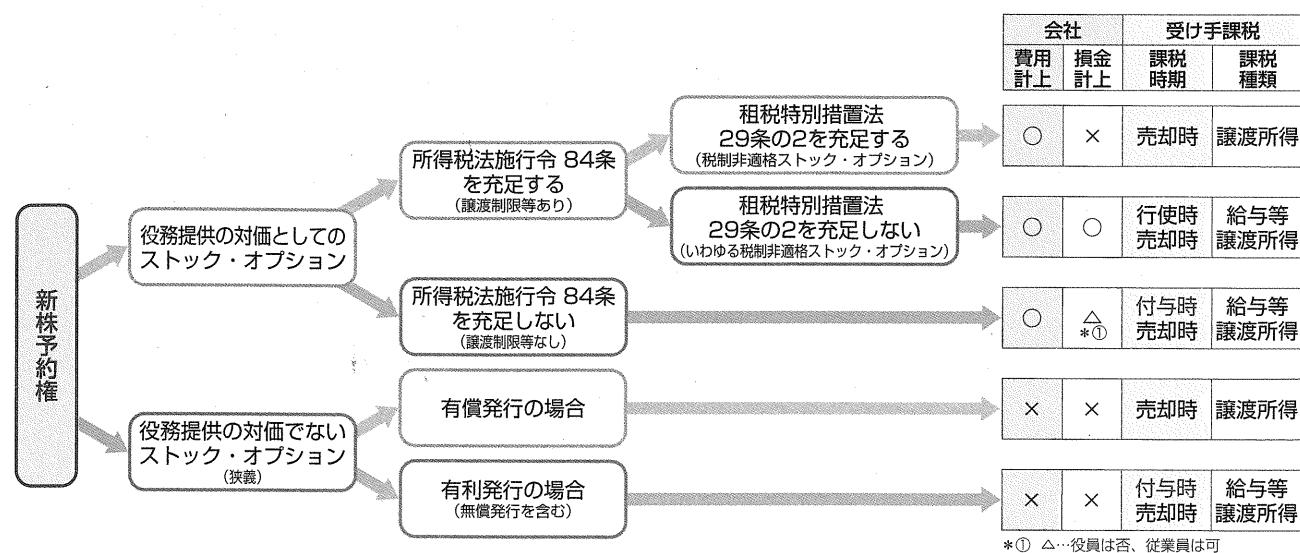
ここまでご説明した、ストック・オプションと新株予約権に係る発行会社および付与対象者の税務処理は、概ね【図表1】のようにまとめることができます。

【図表1】には、課税時期として、「付与時」「行使時」「売却時」の3種類があります。ただし、通常非上場会社が上場する場合には、時の経過に従って株価が上昇することが想定されるため、できるだけ早い時期に納税を済ませておく、もしくは株式の売却時まで税金が生じない形にしておくことが重要であると考えられます。また、税率についても、給与等については最高税率が50%であり、譲渡所得税については、非上場会社は20%、上場会社は10%であることにも留意しておく必要があります。

5 ご質問のケースでの取扱い

ここまで、ストック・オプションの基本的な取扱いと税務処理についてご説明してきました。これを踏まえて、ご質問のケースにつ

【図表1】ストック・オプションと新株予約権に係る発行会社および付与対象者の税務処理



いて検討しましょう。

(1) 会社創業者について

非上場会社において、創業者が大口株主であることが多いようですが、10%以上の大口株主である創業者は、税制適格要件を充足しないこととされています（措法29の2）。

一方、通常、会社創業者には多額のストック・オプションの付与を行うため、権利行使時に株式時価と権利行使価格との差額に給与所得税課税がなされてしまうと税負担が重くなります。さらにその結果、容易に株式を売却できなくなることから、納税資金確保も難しくなるケースが多くなります。

そこで、新株予約権の発行を有償発行とする方法、もしくは新株予約権の有利発行とする方法などが考えられます。

(2) 従業員について

従業員については、税制適格要件を充足しないほどの量のストック・オプションを付与する（年間1,200万円超）こともそれほど多くなく、また当該従業員が大口株主となっていることも少ないと考えられます。そこで、税負担も考慮し、税制適格要件を充足するストック・オプションの発行が基本と考えられますが、会社の費用負担の影響も考慮し、株価が上昇する前の早い段階において有償発行の方法によって新株予約権を付与することも考えられます。

6 有償発行の発行価額の決定および付与時に課税する場合の評価

5(1)(2)において、付与された側の税務面を考慮すると、新株予約権の有償発行や、有利発行の実施を検討することとなります。その場合、発行価額および有利発行の場合の付与時における経済的利益の金額をどのように算定するかが問題となると考えられます。

ストック・オプションを含む新株予約権は、将来の一定時点において一定の価格（権利行使価格）で株式を取得する権利であり（いわ

ゆる株式オプション）、有償発行時点および付与時点の当該新株予約権の価値は、その時点で株価と権利行使価格との差額（その時点で権利行使し株式を売却できれば利益となる額）である本源的価値と、将来株価が上昇することによって得られる期待利益である時間的価値との合計額です。なお、時間的価値については、付与対象者は株価が上昇した場合のみ権利行使すれば良く、株価が下落した場合には権利を放棄すれば良いため、何らかの価値が存在していることになります。

株式オプションの価値の算定については、当該オプションの対象資産（これを原資産と呼ぶ）が株式であり当該株式の市場株価が存在する場合には、当該株式の過去の株価の変動率、配当率、無リスク利率等からブラックショールズモデル等のオプション価格算定理論により上記本源的価値と時間的価値の合計額であるオプション価値が合理的に算定できるとされています。

しかし、本件ご質問のとおり、新株予約権の発行会社が非上場会社の場合には、新株予約権の発行時における評価が問題となります。そこで、税務上の新株予約権の評価について以下解説することとします。

(1) 法人税法および所得税法上の評価の規定

法人税法および所得税法上は、特に新株予約権の評価方法について定めた規定はありません。

(2) 財産評価基本通達に定める評価の規定

新株予約権の評価は、財産評価基本通達193-2において以下のとおり定められています。

193-2 その目的たる株式が上場株式又は気配相場等のある株式であり、かつ、課税時期が権利行使可能期間内にあるストックオプションの価額は、課税時期におけるその株式の価額から権利行使価額を控除した金額に、ストックオプション1個の行使により取得するこ

CASE 5 非上場企業へのストック・オプションの発行方法の検討

とができる株式数を乗じて計算した金額（その金額が負数のときは、0とする。）によって評価する。（以下略）

本通達に定められているのは、その目的たる株式が上場株式または気配相場等のある株式、すなわち時価のある株式を前提にしていますが、その評価額の基準は株価から権利行使価額を控除した新株予約権の本源価値相当です。よって、取引相場のない非上場株式の場合においても、本源価値による新株予約権の評価を実施することが考えられます。

(3) 非上場会社のストック・オプションの評価の規定

ストック・オプション会計基準13項において、次のように定めています。

未公開企業については、ストック・オプションの公正な評価単価に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源価値の見積りに基づいて会計処理を行うことができる。（中略）ここで、「単位当たりの本源価値」とは、算定時点においてストック・オプションが権利行使されると仮定した場合の単位当たりの価値であり、当該時点におけるストック・オプションの原資産である自社の株式の評価額と行使価格との差額をいう。

このように、原則的には公開企業におけるストック・オプションの公正な評価単価の算

定方法であるオプション価値の算定手法を用いることとしつつも、本源価値の見積りのみに基づいて会計処理を行う方法も認められています。これは、本源価値の見積りに際しては、自社の株式の評価を合理的に算定する他、オプション価値の算定の重要な要素である、株価変動率についても市場で取得することができず、同業他社等の株価変動率を用いなければならない、そのような場合に当該基礎数値を用いたストック・オプションの評価についての信頼性の観点から認められていると考えられます。

しかし、上記評価に基づいた場合、会計基準上はストック・オプションの評価額自体は見直さないことになっていますが、株価の上昇に伴う本源価値の増減を明らかにするため、当該本源価値の合計額を決算期ごとに開示することを要求しています。したがって、会計基準上も時の経過に応じて株価が上昇することで増加する本源価値、すなわちストック・オプションの時間的価値自体を否定しているわけではないと考えられます。

(4) まとめ

以上より、非上場会社の税務上の新株予約権の評価としては、本源価値のみをもって新株予約権の評価額とする方法と、同業の上場会社の株価変動率を用いオプション価値の算定手法を用いて評価する方法が考えられることになります。

コメント

ストック・オプションや新株予約権を役員や従業員へ付与する場合には、さまざまな目的のもとでの設計が考えられます。それぞれの設計により発行法人や付与された側の税務上の取扱いが大きく異なるため、最終的な税負担額および税負担のタイミングを理解した上で付与する必要があると考

えられます。

また、多くのストック・オプションの発行が税制適格ストック・オプションであるため、税務上新株予約権自体を評価すべき事例は限られますが、税務上の評価における取扱いが明確化されていない部分もあるため、慎重に対応する必要があります。